

農用地の土壌の汚染防止等 に関する法律について

平成21年11月10日、12日

環 境 省
水 ・ 大 気 環 境 局
土 壌 環 境 課

◎「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」の概要

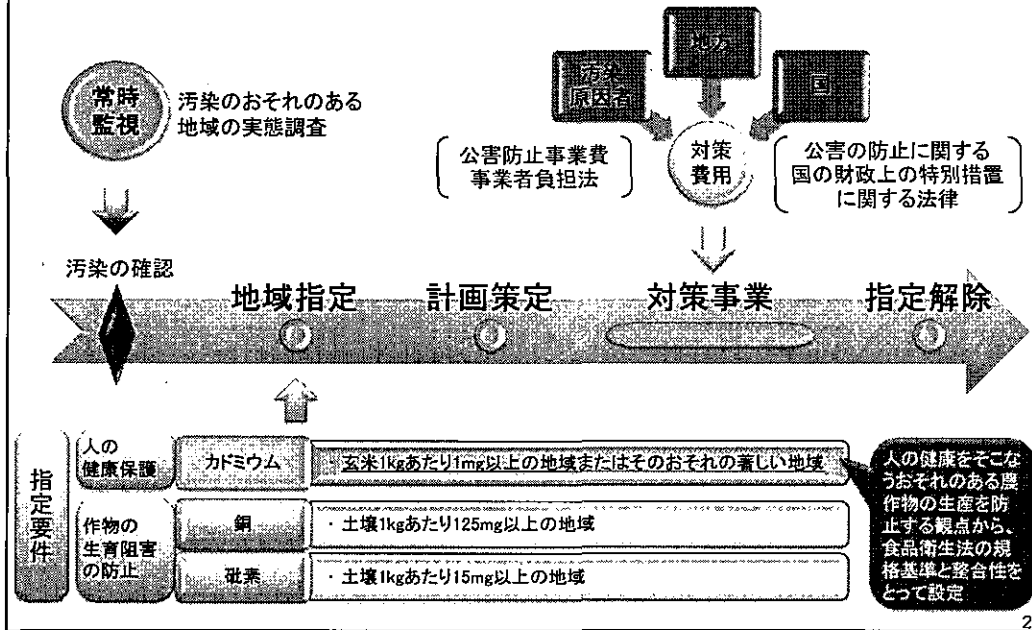
目 的

- この法律は、農用地の土壌の特定有害物質による汚染の防止及び除去並びにその汚染に係る農用地の利用の合理化を図るために必要な措置を講ずることにより、人の健康をそこなうおそれがある農畜産物が生産され、又は農作物等の生育が阻害されることを防止し、もつて国民の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とする。

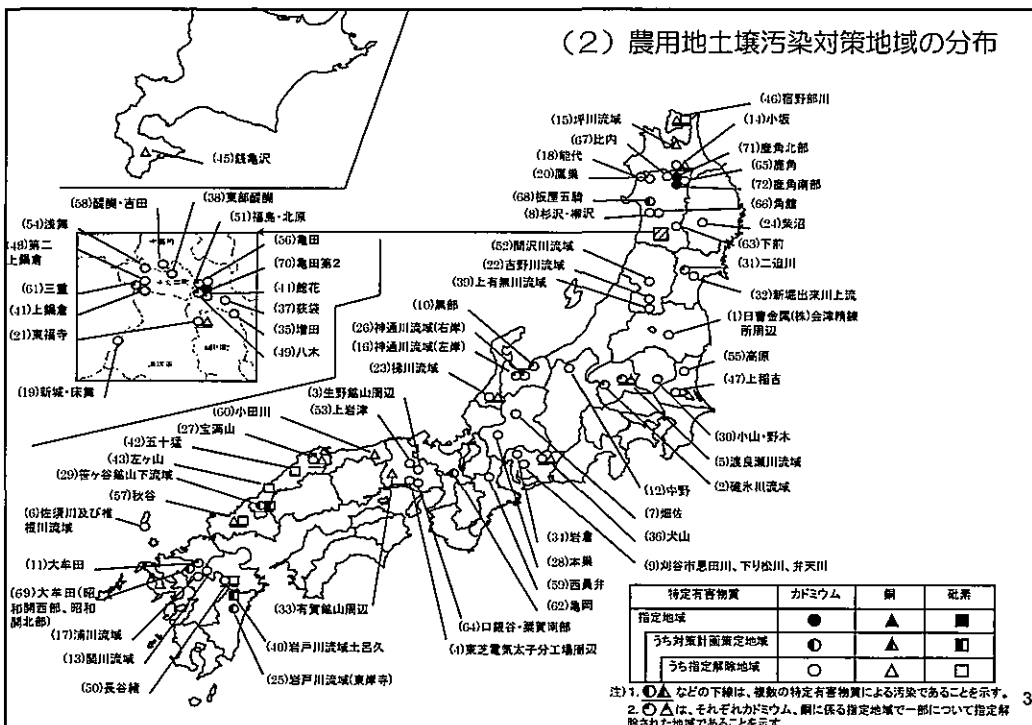
仕 組 み

- 都道府県が常時監視等により汚染が発見された地域を農用地土壌汚染対策地域として指定し、対策計画に基づき、客土等の対策を実施。
- 対策地域の指定要件は、「人の健康保護」(カドミウム)と「作物の生育阻害の防止」(銅・砒素)の2つの観点で設定。
- カドミウムに係る指定要件については、食品衛生法の規格基準(米について1.0ppm)と整合性をとって設定。
- 対策が完了した地域については、対策地域調査により対策の効果を確認し、地域指定を解除。

(1) 農用地土壌汚染防止法に基づく土壌汚染対策の体系



(2) 農用地土壌汚染対策地域の分布



(3) 農用地土壌汚染対策の進捗状況

- 法の施行(昭和46年)後、数年の間に全国で盛んに調査が行われ、昭和60年までに現在の対策地域のほとんどを指定
- 対策事業はほぼ一定のペースで進捗しており、大半の指定地域で対策が完了

汚染物質別指定面積

カドミウム : 6,428ha
 銅 : 1,225ha
 ひ素 : 164ha
 (平成19年度末現在)

指定地域面積、対策事業等完了面積等の推移

